

ジャワ・バリの活動制限及び外国人の入国一時停止措置の延長  
(インドネシア政府発表：速報)

令和3年1月22日（総21第13号）

在デンパサール日本国総領事館

●1月21日、インドネシア政府は、25日まで実施予定のジャワ・バリの活動制限及び外国人の入国一時停止措置を2月8日まで延長すると発表しました。

●現時点で中央政府及びバリ州政府等通達の発出は確認されていません。公表され次第、追ってお知らせします。

1. 1月21日、アイルランガ新型コロナウイルス対策・国家経済回復委員会委員長は、国内の新型コロナウイルス感染増加傾向が十分抑制されていないとして、1月25日までの実施を予定しているジャワ島とバリにおける活動制限及び外国人の入国一時停止措置を2月8日まで延長すると発表しました。

2. 同委員長は、ジャワ島及びバリにおける活動制限について、1月26日から2月8日までは、現在午後7時までに制限されているショッピング・モールの営業時間や飲食店での店内飲食時間を午後8時までに変更するが、その他の制限項目には変更はないと述べました。

3. また、同委員長は、外国人の入国一時停止措置について、2月8日まで延長すると述べましたが、詳細の説明はありませんでした。

4. いずれの措置についても、現時点では政府通達等の発出は確認されていません。公表され次第、追ってお知らせします。

5. 現在行われている措置について、ジャワ島及びバリにおける活動制限の詳細は1月7日の当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100134490.pdf>）を、外国人の入国一時停止措置は1月15日の当館お知らせ（<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100138010.pdf>）を、それぞれご参照の上、バリ州政府及び各県各市の活動制限の詳細は、以下7. をそれぞれご参照ください。

6. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。また、居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。

## 7. 参考

(1) バリ州における社会活動制限（7日付け当館お知らせ）

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100134491.pdf>

(2) バリ州知事通達：一部変更（9日付け）

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100135490.pdf>

(3) デンパサル市における社会活動制限（9日付け）

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100135459.pdf>

(4) バドゥン県における社会活動制限（9日付け）

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100135498.pdf>

(5) ギャニャール県、タバナン県及びクルンクン県における社会活動制限（10日付け）

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100135677.pdf>